

## 1. 育児休業制度の利用状況 ～厚生省「令和元年度雇用均等基本調査」～

厚生労働省は、7月31日に「令和元年度雇用均等基本調査(令和元年10月1日現在)」の結果を公表しました。令和元年度は、全国の企業と事業所を対象に、管理職に占める女性割合や、育児休業制度や介護休業制度の利用状況などについて調査しています(調査対象数 6,209 事業所(有効回答数 3,460 事業所、有効回答率 55.7%)。)

本調査の中でも、育児休業制度の利用状況は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性(男性の場合は配偶者が出産した男性)のうち、令和元年10月1日までに育児休業を開始した方の割合は、女性が83.0%(平成30年度82.2%)、男性7.48%(平成30年度6.16%)でした。有期契約労働者の女性の育児休業取得率は77.5%で、前回調査(同69.6%)より7.9ポイント上昇していますが、同期間内において配偶者が出産した、有期契約労働者の男性の育児休業取得率は3.07%で、前回調査(同7.54%)より4.47ポイント低下しました。有期契約労働者の取得率については、男性の場合は前回調査より下がる結果となっており、女性と比べて伸びていないことがわかります。男性の育児休業取得率は7年連続で増加しているものの、上昇率は小幅にとどまっており、政府が目標としてきた「2020年に13%」の達成には程遠い状況となっています。そのような状況も受け、厚生労働省は、子どもの出生直後に着目した父親向けの休業制度を新設する方向で検討を始めているとのこと。子どもの出生後4週間に限り、簡単な手続きで休業でき、給付金も増やす案となっています。

コロナの影響で社会的にも働き方に対する意識の変化があらわれているなか、企業としても男性の育休取得については対応を検討していく必要がありそうです。【基本調査結果→ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r01.html>】

## 2. 厚生年金保険における標準報酬月額の上限改訂

令和2年9月から厚生年金保険の標準報酬月額等級に31級が加えられ、上限が620千円から650千円となります。これまで概ね給与や報酬が605,000円以上であった方は、厚生年金保険の標準報酬月額は620千円で頭打ちでしたが9月からは635,000円以上の方は標準報酬月額650千円、新たに加えられる31級とされます。7月に提出し、9月からの厚生年金保険料とされる算定基礎届の決定通知書には新等級に該当する方でも620千円と表記されていますが、該当の方には改めて通知がされるとのことです。社会保険料を当月控除している会社は9月の給与から、翌月控除としている会社は10月の給与から変更される厚生年金保険料となります。

(日本年金機構 HP 標準報酬月額上限の改定 <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202007/072002.html>)

要するに比較的報酬額が高い方にとっては厚生年金保険料が値上げとなるわけで、なぜこのコロナの今の時期にやるのかという疑問があるかと思いますが、野放図に改訂しているわけではなく等級区分の改定にはルールが定められています。

厚生年金保険法20条2項に、「毎年3月31日における厚生年金保険全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級zの最高等級を超える場合においてその状態が継続すると認められるときはその年の9月1日から政令で、当該最高等級の上限に更に等級を加えることができる(一部文言略)」とされています。ここ数年、最低賃金が比較的急ピッチにあがってきたこともあり、厚生年金の被保険者の標準報酬月額自体も上がっているものと考えられるため、規定により改訂されることとなったものです。

ただ、現役時には保険料値上げとなりますが、長い目で見ると年金として受け取る額は増えるものと考えられます。

### ● 編集後記 ●

和歌山アドベンチャーワールドのパンダ(彩浜)が8月で2歳になりました。パンダは1歳までは親子パンダがじゃれあうところや、アクティブに動き回る姿がとてもかわいいのですが、もたもたしている間に、大きくなってしまい、しかもしばらく見に行けそうもありません…。このところ、コロナ問題の話が多いので違う話を書いてみました。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子 (登録NO.13050514)  
 三鷹市下連雀3-38-4  
 三鷹産業プラザ307  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡